

総務常任委員会記録

令和6年3月5日(火) 於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前11時01分

○出席委員(7名)

5番 赤平泰衛委員 16番 木村隆洋委員 17番 千葉浩規委員
19番 外崎勝康委員 24番 三上秋雄委員 25番 佐藤哲委員
27番 清野一榮委員

○出席理事者(9名)

総務部長	番場邦夫	人事課長	福士太郎
地域医療課長	種市穂	教育総務課長	菅野洋
防災課長	一戸拓利	防災課参事	西村大樹
財務部長	奈良道明	情報システム課長	羽場隆文
市民税課長	村元広美		

○出席事務局職員(2名)

局長 佐藤記一 主幹兼議事係長 蝦名良平

【午前10時00分 開会】

○委員長(佐藤 哲委員) これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案8件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案第15号 弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案

○委員長(佐藤 哲委員) まず、議案第15号弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(番場邦夫) 議案第15号弘前市事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、企画部の分掌事務としている地域医療に関する事項を健康子ども部の分掌事務

とするため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げますので、お手元に配付しております資料を御覧願います。赤く囲った部分が本条例案による改正箇所についてお示ししたものであります。

令和6年度の組織改正におきまして、医療と保健・健康に関する分野を集約することにより、効率的かつ一体的な体制を構築し、健康都市弘前の実現へ向けた取組を一層推進していくため、地域医療課を企画部から健康こども部に移管することとしております。このため、弘前市事務分掌条例第3条につきまして、企画部の項から地域医療に関する事項を削り、同条、健康こども部の項に同事項を加えようとするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を本年4月1日とすることを規定しているものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 地域医療課を企画部から健康こども部に移管するというところで、その理由として、今お話しになったとおり、医療と保健・健康に関する分野を集約して効率的かつ一体的な体制を構築するという説明でしたが、これまでの企画部に置かれていた経緯と、効率的かつ一体的な体制構築とはどういうことなのか、答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 地域医療課が企画部に設置された経緯につきましてですけれども、新中核病院の整備及び整備後の弘前市立病院跡地の活用策といったものの検討を効果的に進めるために、令和2年度の組織改正において、健康こども部から企画部へ移管したものであります。

その後、令和4年4月に新中核病院である弘前総合医療センターのほうで運営開始となりまして、間もなく開院から3年を迎えますけれども、地域医療の推進に向けて事業運営が進められております。また、旧市立病院と第一大成小学校の跡地につきましても、健康づくりのまちなか拠点としての活用の方針のほうを決定いたしまして、施設の改修、解体の工事のほうに段階が進んでおります。そういったことから、企画部に移管した当初のそういった目的はおおむね果たされたものと考えております。

続きまして、効率的かつ一体的なということでございますけれども、一方で、本市における救急医療提供の体制、1次救急医療体制、あとは2次の強化のほうを関係機関とも協力の下、対応していくということが必要とされておまして、本条例案で組織改正を今回行いまして、現在、健康増進課が所管する弘前市の急患の管理運営の事務のほうを地域医療課のほうへ移しまして、救急医療を含む地域医療に係る施策を一体的に所管させるということで、課室を健康こども部内に集約ということで、市の組織の体制の強化のみならず、弘前市医師会とかといった関係機関との一層の連携強化を図ろうとするものであります。

○17番（千葉浩規委員） 地域医療課が加わることによって、何か健康こども部の機能も何となく変化していくような気もするのですが、来年度の健康こども部全体の組織体制というのはどのように変わっていくのか、答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 来年度の健康こども部の体制ですけれども、お配りしました資料のほうを御覧いただきたいと思います。変更内容についてですけれども、ただいまの地域医療課の移管に加えまして、令和8年度開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた準備のほうを進めていくために、これまでスポーツ振興課の課内室でありました国スポ・障スポの推進室のほうを、今回、推進課というふうに格上げいたしまして、業務執行体制の強化を図ることとしております。

また、スポーツ施策を総合的に、一体的に推進するために、健康こども部内にスポーツ局という形で局のほうを新設いたします。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国の特例接種が終了いたしますので、こういったワクチン接種を含めた新型コロナウイルス感染症に係る業務のほうを健康増進課のほうへ統合することとし、臨時の組織として設置しておりました新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止することといたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第16号 弘前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第16号弘前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第16号弘前市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページ目を御覧願います。

本議案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する給与の種類に勤勉手当を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、法制執務上、同一の理由による例規改正につきましては、まとめて改正を行うという取扱いがありますので、本議案につきましては、教育委員会及び上下水道部に関する条例改正が含まれておりますが、改正の内容は同じものとなっております。

本議案における改正の内容といたしましては、一つ目として、会計年度任用職員への勤勉手当の支給、二つ目として、会計年度任用職員への給与改定の遡及適用、三つ目として、通勤手当に相当する費用弁償の翌月支給となっております。

それぞれ順番に御説明申し上げますので、まずは資料の2ページ目をお開き願います。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給についてであります。

令和5年5月8日付で公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となることから、国の非常勤職員の取扱いとの権衡及び適正な処遇の確保のため、本市においても会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給しようとするものであります。

まず、勤勉手当の支給対象者につきましては、期末手当の支給対象となる会計年度任用職員とするものであります。

次に、勤勉手当の支給割合につきましては、勤務成績の評価に応じた成績率と呼んでおりますが、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員、いわゆる正職員と同じ割合とし、標準的な職員であれば年間1.95月とするものであります。なお、勤勉手当の支給割合を正職員と同じ割合とすることに合わせまして、期末手当の支給割合につきましても、これまでの年間2.0月から正職員と同じ年間2.45月といたします。

勤勉手当の支給に係る条例改正の施行期日につきましては、地方自治法の改正の施行日に合わせまして、令和6年4月1日とするものであります。

資料の3ページ目をお開きください。

続きまして、会計年度任用職員への給与改定の遡及適用について御説明申し上げます。

人事院勧告等により正職員の給与に増額改定があった場合における会計年度任用職員の給与の取扱いに関しましては、これまでは改定の実施時期を翌年度の4月1日としておりましたが、国から常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう方針が示されたことを受け、今年度から正職員と同様に4月に遡って給与改定を実施するものであります。

遡及適用の対象者につきましては、国や県における取扱いを参考に、任期が6か月以上かつ週15時間30分以上の勤務時間である者とするものであります。

給与改定の遡及適用に関する条例改正の施行期日につきましては、条例の公布後速やかに差額の支給手続を進めるため、施行期日を公布の日とするものであります。

なお、差額の支給につきましては、条例の公布後である今月末を予定しており、関連する予算につきましては、本定例会へ補正予算案を提出しております。

最後に、4ページ目をお開き願います。

通勤手当に相当する費用弁償の翌月支給についてであります。

現行の規定上、報酬の額が日額または時間額によって決定されているパートタイム会計年度任用職員につきましては、勤務実績に基づく報酬は翌月払い、通勤手当に相当する費用弁償は当月払いすることとなっております。3月分の給与を例に挙げますと、通勤に対する費用弁償は今月支給することとなりますが、勤務に対する報酬は来月4月に支給するといった取扱いとしております。

同じ月に関する給与を月をずらして支給するという取扱いは、給与の管理上の負担が大きく、事務処理ミスの防止及び事務の効率化の観点から、今回の改正により、通勤手当に相当する費用弁償の翌月払いを可能とするものであります。

本条例改正の施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

以上でございます。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 改正の内容が三つありますので、3回に分けて質疑させていただきます。

一つは、会計年度任用職員への勤勉手当支給についてです。会計年度任用職員への勤勉手当の支給及び給与改定の遡及適用などを行うことになった経緯と、職員組合への対応状況はどうなったのか、改めて答弁をお願いします。

二つ目は、勤勉手当の支給対象は期末手当が支給される会計年度任用職員とのことでしたが、具体的にはどのような職員が対象になるのか。また、支給対象となる人数や平均的な年収はど

の程度の増になるのか、答弁をお願いします。

三つ目は、勤勉手当の支給に当たって、人事評価の取扱いはどうなるのか、答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） まず、一つ目、勤勉手当の支給につきまして、経緯ですけれども、こちら令和2年4月から会計年度任用職員制度が創設されて、その時点では、勤勉手当の支給のほうは今後の検討課題ということにされておりましたけれども、国のほうではその後、勤勉手当の支給開始となりまして、これを受けて、先ほど説明にありました令和5年5月に地方自治法も改正となりまして、令和6年度から地方公共団体も会計年度任用職員に勤務手当の支給が可能となったことから、当市においても支給することとしたものであります。

期末手当の支給率もこれに合わせて改正ということですが、令和2年から制度を開始しまして4年経過となりました。当初、2か月ということでは開始となっておりますけれども、県のほうでは、既に期末手当を正職員と同じ支給率で支給しているということもあります。今回、勤勉手当の支給開始ということで、こちらのほうも併せて、正職員と同じく期末手当のほうの支給率の見直しを行うものであります。

あとは遡及適用のほうですけれども、こちらのほうも、これまでは会計年度任用職員に給与改定があった場合は、翌年度にそれを反映ということでありましたけれども、こちらも国からの取扱いのほう、通知がありましたので、当市においては、正職員と同じく4月に遡って実施をしたいということで、今回、条例改正を上げるものであります。

あとは職員組合との対応につきましては、昨年度以上のような中身について団体交渉を複数回実施しまして、最終的に内容について合意を得ているものであります。

次に、二つ目、支給対象者、あと人数と平均的な年収の増ということでございますけれども、支給対象者につきましては、簡単に申しますと、任用期間6か月以上の者で、週15時間30分以上の勤務の時間がある者で任用の任期が6か月以上の者ということの基本としております。支給対象人数につきましては、フルタイムの会計年度任用職員が約70名、パートタイム——週30時間の会計年度任用職員が約530名となっております、合計約600名程度となっております。

年収の増につきましては、支給月数、期末手当が現在は2か月ですけれども、今回、期末・勤勉を合わせて4.4か月となりまして、月例給上限の職員で試算しますと、フルタイムの場合、年額で約47万円増。週30時間勤務の場合は約36万円の増額となります。トータルの年収としましては、フルタイムで320万円程度、パート——30時間のほうで、年収としては250万円程度というふうになると見ております。

あとは最後、勤勉手当の支給に当たっての人事評価の取扱いということでございますが、これまでも会計年度任用職員は人事評価のほうを行っておりますけれども、これまでの3段階評価を改めまして、勤勉手当が支給されるということで正職員と同様に5段階の評価ということで実施することで、勤勉手当の性質も考慮して人事評価の結果を適切に反映させるように検討しております。

○17番（千葉浩規委員） 2回目、会計年度任用職員への給与改定の遡及適用についてです。

正職員は、昨年12月に給与の改定差額が支給されているわけですが、私は、できれば12月に一緒に支給されればよかったかなと思うのですが、会計年度任用職員への支給が今月末になったということで、その理由について答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） 遡及適用の時期ですけれども、昨年12月の時点において、給与支給のためのシステムのほうがあるのですけれども、こちらのほうが会計年度任用職員への、いわゆ

る遡及適用に対応できていなかったため、実務上、事務処理上、なかなか対応が困難ということもありまして、そういったものに時間を要するというので、こちらも組合のほうともお話をさせていただいたのですけれども、今回、条例改正に合わせて、可決後、年度末での速やかな支給ということで対応したいと考えております。

○17番（千葉浩規委員） 3回目ということで、通勤に相当する費用弁済の翌月支払いについてなのですが、一つ目は、報酬の額が日額または時間額によって決定されているパートタイム会計年度任用職員というのが、具体的にはどのような業務を行っている職員なのかということと、あと対象者は何人なのかということが一つです。

もう一つは、対象となる会計年度任用職員に不利益が生じるといったようなことはないのか、答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） まず一つ目、具体的な対象となる職員でありますけれども、こちらは、こども家庭課におけるなかよし会のほうに従事する会計年度任用職員約70名が対象となっております。そのうち、通勤手当の支給対象者ということで、50名程度が今回、翌月支給の対象者となるものであります。

二つ目が、不利益が生じるのかということですが、現行の取扱いのほうを廃止して、一律に翌月払いとするのではなくて、今回、給与の支給方法の選択肢を増やすという意味で現行の支給方法も残すものでありまして、不利益のほうは生じないように対応できるものと考えております。あとは、対象となる方にも丁寧な事前の説明のほうを行いたいと考えております。

○5番（赤平泰衛委員） 今、千葉委員のほうからもありましたけれども、まず、①の会計年度任用職員への勤勉手当の支給のことなのですが、期末、それから勤勉の両方支給と、しかも率についても同率だというような説明でございます。

いわゆる短時間、先ほど30時間とかという話がありましたけれども、短時間の場合、どのような計算式で月数が定められるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○人事課長（富士太郎） 月数のほう、こちらはフルタイム、30時間ということに限らず、どちらも今回、4.4月ということで正職員と同じ扱いとなっております。実際の計算のほうは、フルタイムの場合は月額がそのまま正職員と同じですが、30時間の場合は時間に合わせた形でという計算となります。

○5番（赤平泰衛委員） ③なのですが、通勤手当に相当する費用弁済の翌月支給は、フルタイムの会計年度の場合はどのようになっているか、報酬と通勤手当について、翌月なのか、当月なのか、お知らせ願えればと思います。

○人事課長（富士太郎） こちらのほうも、先ほどお話ししました、今回のこの翌月払いと、給与と費用弁済——通勤手当がずれている職員というのが、今回のなかよし会に従事する会計年度任用職員ということでありまして、それ以外の職員につきましては、正職員と同じようなタイミングということでは無いということになります。

○5番（赤平泰衛委員） 常勤職員といいますか、正規の職員と比較して、費用弁済という扱いなので、通勤手当について差はないかと思いますが、そこについて、ちょっとお伺いします。

○人事課長（富士太郎） こちらのほうも今、委員のお話がありました正職員の積算の方法に合わせて、例えば自家用車であったり、公共交通機関であったりというふうなものの届出を頂いて、そちらのほうで計算して支給をしております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第17号 弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第17号弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第17号弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたします。

改正内容は、現行の地方自治法施行令第173条が第173条の4と改められ、引用条項に条ずれが生じることから、第2条の規定中、地方自治法施行令「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改めようとするものであります。

附則については、本条例の施行期日を令和6年4月1日とすることを規定しております。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第18号 弘前市消防団条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第18号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第18号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、弘前市消防団員の定年を引き上げるとともに、定年による退職の時期を年度末とするため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、本議案の内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

1、改正理由についてですが、社会環境の変化等により消防団員の確保が厳しい状況となる中、消防団員の定年年齢の引上げと退職時期を統一することにより、地域の実情に応じた消防団員の確保と消防力の維持を図るとともに、消防団組織の人事管理の円滑化を図るため、改正しようとするものであります。

2、改正の内容につきましては、(1)の定年による退職時期は、現行では定年に達した日とし、誕生日の前日としておりますが、定年に達した日以後における最初の3月31日に改正し、定年年齢の年度末まで在職期間を延長して退職時期を統一することで、消防団の人事管理の円滑化を図ろうとするものであります。

(2)の定年年齢は、現行では配付資料にある表の左側のとおり、団長、方面団長、方面副団長が満68歳、それ以外は満65歳となっておりますが、表の右側のとおり、全ての団員を年齢68年までとし、定年年齢の引上げを図ることで、消防団組織の維持を図ろうとするものであります。

3、施行期日といたしまして、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 1回で終わります。今回、対象となる団員数、そもそもこの68歳ということなのだけれども、そもそもなぜ68歳なのかということ、あとは引上げによる効果。三つ目は、年齢引上げに伴う予算の増減というものはどうなのかということで答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） まず一つ目の団員数です。直近の令和6年3月1日現在で1,751名というふうになっております。

あとは68歳のところですけれども、まずちょっとこれ、延長の経緯から御説明させていただきますけれども、令和元年12月13日付で、消防庁長官発出の通知で、定年制の撤廃等を検討してくださいと、定年年齢の引上げと、あとは定年年齢の撤廃というところを考えてくださいと。それを受けて、令和2年度から部長、班長を、前62歳定年だったものを65歳という形にしました。あと、団員も60歳であったのを65歳という形に延長しています。3年度以降も、やはり団員の減少に歯止めがちょっとかかっていないということもありまして、4年度、5年度もさらなる定年延長というところを消防団のほうと協議しながら検討していたという経緯がまずあります。その検討の中で、68歳に延長するというのが一つの案、あと70歳まで延長するというのも一つの案、あと完全に定年を撤廃してしまいたいという案、この三つで協議していきまして、消防団との協議の中では、まず定年撤廃となると、団員の更新代謝も働かない、あとは役職が

空かないということで、若い団員の士気も上がらないであろうと。まずこれはやめたいというお話がありました。70歳という部分も、団のほうからは、ちょっとそこまで引き延ばす必要はないのではないかというお話があって、先ほど説明があったとおり、団長、方面長、方面副団長、いわゆる幹部が68歳という現行ですので、まずはそこに合わせた延長をやりたいということで消防団のほうから要請がありまして、市はそれを受けて、68歳まで延長して消防団員の維持を図ろうというふうに考えたものであります。

三つ目の引上げの効果、延長の効果というところでありますけれども、こちらは令和5年4月1日の団員数1,788名を基準に、平成30年から令和4年度までの直近5年間で、年平均で大体30人減少しているというところと、あとは今後の年度ごとの定年退団予定者を勘案して試算したところ、定年を延長しなかった場合、5年後の団員数が1,608名、延長した場合、5年後の団員数が1,691名、ここで約80人を抑えられるというのが、まず一つ効果として考えられると思います。あとは、この団員数のほかに、65歳定年にしておくと、今は現状で、地区団長とか分団長、地区団や分団を統率する役割を担っている人たちがやっぱり退団になるというのが多くて、今後、この延長するということが重要な役割を担う人たちが残れるようになると、これも一つ、効果の大きいところだということ考えております。

四つ目の予算の増額になるかどうかのところですが、消防団員の年額報酬は階級によって定められておりまして、定年を延長しても、消防団規則の中で階級別の定員数が変わりませんので、支出する予算の増額は無いものと考えております。

○19番（外崎勝康委員） すみません、一つだけ。弘前市における団員の適正といいますか、必要な団員数というのは何人ぐらいあればいいものなのですかね。

○防災課長（一戸拓利） 一応、条例定数がありまして、これが2,080になっておりまして、今の充足率でいくと84.2%という現状にはなっております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第29号 負担付きの贈与の受入れについて

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第29号負担付きの贈与の受入れについてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第29号負担付きの贈与の受入れについて御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、旧青森県立岩木高等学校の土地の一部を負担付の贈与として受け入れることについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、本議案の内容について御説明いたしますので、配付資料を御覧願います。

1、概要につきましては、消防屯所新築用地等として、現消防屯所等に隣接する県所有の土地の一部について譲渡を受けようとするものでありまして、今回の譲渡において県がその土地を10年間の指定用途に供する条件を付すこととしたため、負担付贈与に該当したことから、議会の承認が必要となったものであります。

配付資料の2、対象施設につきましては、弘前市消防団岩木南地区団駒越分団消防屯所が築40年を経過し、老朽化が進んでいることから、弘前市公共施設個別施設計画に基づき、令和6年度に新築するとともに、令和7年度に旧消防屯所の解体を予定しているものであります。

資料の次のページの図面を御覧願います。

建設用地等といたしまして、図面右上の白い部分、既存の消防屯所用地として市が所有する弘前市大字駒越字平田2番6、2番7に加えまして、隣接する県所有の旧青森県立岩木高等学校の土地のうち、①駒越字平田2番8、図面の黄緑色の部分に既存の消火栓及び防災行政無線が設置されているため、それらの用地とし、②駒越字平田2番12、図面のピンク色の部分を新築する消防屯所及びホース乾燥塔建設用地とし、図面右下の青い部分ですが、③駒越字平田2番13の青色の部分に既存の防火水槽が設置されていることから、そのための用地として合計583平方メートルを県から贈与を受ける予定しているところであります。

これらの土地の譲渡については令和6年1月25日付で県と仮契約を締結しておりますが、本議案は、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、負担付贈与を受けようとする場合は議会の議決が必要となっていることから、今回、議会の承認を求めるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、無償譲渡に至るまでの経過と、あとは10年間の指定用途の負担条件がついたわけですが、そのついた理由について、まず答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） まず、負担付の贈与に至った経緯についてであります。こちら、平成29年2月に県の教育委員会のほうから旧岩木高校の施設の利活用についての意見、意向調査が市のほうにあったものであります。それを受けて、旧岩木高校の土地に駒越分団の消防屯所が隣接しているというのが1点と、先ほど説明があったとおり、駒越の屯所が築40年経過し老朽化していると。さらには、市の個別施設計画で建て替えの検討になっているということから、屯所を新築する際の用地として考えたいというふうに思いまして、令和3年10月から県のほうと隣接部分の土地の取得について交渉を開始してまいりました。

県は、こちらを無償譲渡はできますけれども、用途指定をさせていただくという回答があったため、今回この負担付の贈与という形になったものであります。

あと10年の部分です。この10年も県の財務規則と県の公有財産管理マニュアルというものに基づいて、10年間の用途指定を付したということで、この10年間という形になったものであります。

○17番（千葉浩規委員） この用地の譲渡を受けて設置される各施設についてなのですが、とりわけこの屯所はどの程度の機能を有しているものを今後設置していくのか。そういう計画がもしあれば、答弁のほどをお願いします。

○防災課長（一戸拓利） 屯所は一般的な形になります。ただ、今は66平米の建物ですけれども、今後は少し拡張して87平米くらいになりまして、1階は当然屯所ですので消防車両を納めると。それで2階が、皆さんがお休みできるようなお部屋というような形で考えております。

以上です。

○17番（千葉浩規委員） それで設置までの今後のスケジュールはどうなるのでしょうか。答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） スケジュールですけれども、まず土地の贈与は今議会で承認いただきましたら、まずは本契約を結ぶ形になります。その後、土地を県から市のほうに移す所有権移転の手续、これは4月中になると思いますけれども、それを進めたいというふうに思っています。

そして、屯所の新築については、令和6年7月に入札、契約という形を取りまして、その後、建築工事、建設工事を進めまして、令和7年1月末あたりに完成させたいというふうに考えております。そして、令和8年度中に今のこの写真にあった古い屯所を解体という形で考えております。（「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○16番（木村隆洋議員） 1点だけ。今回、負担付の贈与ということで議会の議決が必要だということで、私が議会に来てから負担付贈与は多分なかったのかなと思って、防災課で答えられるかどうか分からないのですけれども、これまでこういう負担付の贈与は過去にどのくらいあったのか。その1点だけお伺いできればと思います。

○防災課長（一戸拓利） 管財課のほうには聞いてみたのですが、やはり管財課もあまりないと。防災課自体も今、県から土地の贈与を受けたのが初めてで、これは防災課も初めてです。

ただ、教育委員会関係は何か、そこはある、ちょっと件数までは分かりませんが、あるというふうには聞いておりました。ちょっと件数、事実まではすみません、分からなかったのですけれども。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第39号 弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第39号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第39号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

2、改正の内容について御説明いたします。

政令に規定される補償基礎額の最低額が8,900円から9,100円に改正され、階級及び勤続年数の区分に応じてそれぞれ引き上げられております。それに合わせて、(1)消防作業等従事者の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に改正いたします。(2)非常勤消防団員の補償基礎額を規定する別表を、表の上段の現行から下段の改正案のとおり改正しようとするものであります。

3、施行期日といたしまして、政令の施行日に合わせて令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

4、経過措置といたしまして、施行日前である令和6年3月31日までに損害補償の対象となった場合、現行の補償基礎額を適用し、施行日である令和6年4月1日以後は改正後の補償基礎額を適用することとなるものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番（千葉浩規委員） 初心者なので、この補償基礎額について説明をお願いしたいということと、あと、ここに消防団員等と書いてあるのですけれども、この「等」とあるわけですが、この点も含めて説明をお願いします。あと全体として、予算との関係でどうなっていくのか、お願いします。

○防災課長（一戸拓利） まず、補償基礎額の部分になりますけれども、消防団が公務災害で収入を得られなくなった場合の休業補償とか、あとは障がいが残った場合とかの一時金とか、あとは障害補償年金の額を計算する際の基礎として使う数字になります。これは、災害発生日の団員の階級とか勤続年数などで定められている額という形になります。

消防団等のところですが、本当の消防団員と、消防のような作業をした一般の方というのが含まれるということで「等」という形、消防団員と地域の人で消防団活動をした人も認められるということで「等」という形にしているというところであります。

あとは、補償額の増額で予算の増額になるのではないかとということになりますけれども、消防団の公務災害の補償については、市が公務災害補償等共済基金に負担金を払っている、市の負担はそれだけになりまして、その掛金が条例定数、さっきの2,080人というところと、国勢調査の人口確定値で定額で計算する形になっていますので、今回の補償額の増加は影響しないのですが、ただ今の補償基礎額が増えるということは、休業補償とかの額は増額になります。それで、この公務災害の補償の経費、今の休業補償とかは基金が支払うという形になりますので、基金が支払うものは増額になりますけれども、市の負担は増額にならないものであります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第19号 弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第19号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（番場邦夫） 議案第19号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

配付しております資料1を御覧願います。

1、改正理由について。本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、今般改正しようとする条例は、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用する事務等について定めた条例であり、以下、番号条例と申し上げさせていただきます。

主な改正内容について、第1条の内容から御説明申し上げます。2の(1)を御覧ください。

令和6年度から森林環境税が導入されることに伴い、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収、調査に関する事務において、個人番号を利用する事務として追加するため、番号条例別表第2の16の項の規定を改めようとするものであります。

次に、第2条の内容について御説明申し上げます。2の(2)を御覧ください。

児童福祉法等の一部を改正する法律により、番号利用法が改正され、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行うこども家庭センターの事業などが新たに規定されたことに伴い、番号条例別表第2の27の項の規定を改めようとするものであります。

次に、第3条の内容について御説明申し上げます。2の(3)を御覧願います。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律——以下、整備法と申し上げます。整備法では、マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化が図られることとなり、番号利用法別表第1において事務が追加となり、同表の項番に変更が生じる

ため、番号条例別表第2及び別表第3における同表の項番を引用している部分の記載を改めようとするもの、いわゆる条項ずれ対応となります。

次に、第4条の内容について御説明申し上げます。2の(4)を御覧願います。

番号利用法等の一部改正法により、番号利用法別表第2が廃止され、二つあった別表が一つとなることから、法別表第1が法別表となること等に伴い、番号条例における用語の定義の整理等を行おうとするものであります。

次に、施行期日について御説明申し上げますので、資料1の2ページ目の3を御覧ください。

条例の施行期日について、第1条は公布の日、第2条は当市でこども家庭センター事業を実施する令和6年4月1日、第3条は整備法附則第1条第10号に掲げる規定の施行日、第4条は番号利用法等の一部改正法の施行日とするものであります。なお、米印のついている第3条と第4条の施行日は令和6年5月末頃となる見込みであります。

説明は以上であります。

○委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 哲委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第20号 弘前市税条例及び弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

○委員長(佐藤 哲委員) 最後に、議案第20号弘前市税条例及び弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長(奈良道明) 議案第20号弘前市税条例及び弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正理由といたしましては、森林環境税の免除の取扱いに倣い、個人の市民税における特別徴収税額の減免に係る規定を整備するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の概要について御説明申し上げますので、お配りしております資料を御覧願います。

1、弘前市税条例の一部改正につきましては、市民税の減免に係る規定を整備するもので、(1)特別徴収税額の減免申請手続に係る規定について、森林環境税の免除の取扱いに倣い、申

請期日に係る規定を整備するものであります。(2)減免対象者に係る規定の改正につきましては、条例で引用している地方税法第292条第1項第8号が第9号に繰り下げられたことから改正するものであります。

2、弘前市手数料条例の一部改正につきましては、令和6年度以降の市民税及び県民税の均等割と合わせて賦課徴収される森林環境税について、手数料を徴収する事務の種類、市民税、県民税に関する証明に森林環境税を追加するものであります。

3、附則につきましては、施行期日を規定するものであります。

以上であります。

○委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番(千葉浩規委員) 第29条の2項に今回の条文が加わったわけですが、どうして今変わったのかということなのですが。

○市民税課長(村元広美) 今回の市税条例の改正の内容についてなのですが、市税条例では、個人の住民税の減免につきまして、納期限までに申請書を提出しなければならないと規定されておりまして、納税義務者に納期限がある普通徴収のみが減免対象となっていました。このため、事業者等、雇主の方が市民税を徴収して納める、納税義務者本人に納期限の設定がない特別徴収については、普通徴収に切り替えて対応しておりました。

ただ、特別徴収を減免対象としている森林環境税の取扱いに倣って統一することで、同時に行われる住民税と森林環境税の減免、免除申請の手続が簡便になることから、特別徴収に係る減免申請手続の申請期日について、給与または公的年金等の支払われる日までとすることとして規定を整備したことになります。「分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤 哲委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 哲委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時01分 散会】